

静岡県告示第640号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、平成29年9月25日から平成29年10月26日までの間に実施する。

平成29年8月29日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 御前崎市

検査期日	検査時間	検査場所
10月2日（月）	午後1時～午後4時	御前崎市朝比奈公民館
10月3日（火）	午前10時～午後4時	御前崎市教育会館（御前崎支所）
10月4日（水）	午前10時～午後4時	御前崎市教育会館（御前崎支所）
10月5日（木）	午前10時～午後4時	御前崎市池新田公民館
10月6日（金）	午前10時～午後2時	御前崎市池新田公民館

検査区域 菊川市

検査期日	検査時間	検査場所
11月6日（月）	午前10時30分～午後3時	菊川市民総合体育館駐車場
11月7日（火）	午前10時30分～午後3時	菊川市民総合体育館駐車場
11月8日（水）	午前10時～午後3時	菊川市堀之内体育館前
11月9日（木）	午前10時～午後3時	菊川市堀之内体育館前
11月10日（金）	午前10時～午後3時	菊川市堀之内体育館前

検査区域 掛川市

検査期日	検査時間	検査場所
11月13日（月）	午後1時～午後4時	掛川市役所大須賀中央公民館
11月14日（火）	午前10時～午後4時	掛川市役所大須賀中央公民館
11月15日（水）	午前10時～午後4時	大東北公民館
11月16日（木）	午前10時～午後4時	千浜農村環境改善センター
11月17日（金）	午前10時～午後2時	千浜農村環境改善センター
11月20日（月）	午前10時30分～午後3時	掛川市農協原田支所
11月21日（火）	午前10時～午後3時	掛川市農協西郷支所
11月22日（水）	午前10時～午後3時	掛川市役所南側玄関
11月27日（月）	午前10時～午後3時	掛川市商工会議所

11月28日（火）	午前10時 ～ 午後3時	掛川市農協和田岡支所
11月29日（水）	午前10時 ～ 午後3時	掛川市農協本所
11月30日（木）	午前10時 ～ 午後3時	掛川市役所南側玄関

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計を除いたもの）で取引又は証明に使用するもの。

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会